

質問書案 たたき台

大項目	中項目	小項目 <sup>1</sup>	評価に必要な情報(質問項目) <sup>2</sup> 赤字:これまでの日本の評価書で、明示的に挙げられていない評価項目
生体牛 (感染率・蓄積量)	侵入リスク	生体牛の輸入	<p>輸入規制の概要及び規則(法令)</p> <p>輸入規制の実施主体及び遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)</p> <p>BSEリスク国*からの輸入頭数(年次別、国別) * BSEリスク国:GBR または と評価された国と、少なくとも一頭以上のBSE感染牛が確認されている国</p> <p>BSEリスク国からの輸入牛の処理(処分)状況 (焼却、食肉流通、レンダリング(飼料・肥料用となったか)及び産仔の処理を明記)</p> <p>1.2.3. 原産国または地域(ゾーン)のBSEステータスに関する情報の更新を含めた、定期的なリスク評価を証明する文書(OIE)</p> <p>可能ならば、1980年以降(少なくとも1986年以降)にあらゆる国々から輸入した生体牛全個体に関する情報(GBR)</p> <p>輸出した牛の種類に関する情報(GBR)</p>
		肉骨粉の輸入	<p>輸入規制の概要及び規則(法令)</p> <p>輸入規制の実施主体及び遵守状況(違反の有無及び/ある場合はその内容・対応)</p> <p>BSEリスク国からの輸入量(年次別、国別、畜種別)</p> <p>BSEリスク国からの肉骨粉の処理(処分)状況 (焼却、流通、レンダリング(飼料・肥料用となったか)を明記)</p> <p>1.1.1. 肉骨粉又は獣脂かすを含む飼料が輸入されなかったことを裏付ける文書(OIE)もしくは 1.1.2. 過去8年間の肉骨粉、獣脂かすを含む飼料の原産国からの年間輸入量(OIE) 1.1.3. 輸入された肉骨粉、獣脂かすを含む飼料の原料となる動物種を記載した文書(OIE) 1.1.4. 肉骨粉、獣脂かすを含む飼料を作る際に、レンダリング工程がBSE因子を不活化できた、あるいはその力価を顕著に減らした理由を裏付ける原産国の獣医当局の文書(OIE)</p> <p>可能ならば、1980年以降(少なくとも1986年以降)にあらゆる国々から輸入したMBMに関する情報(GBR)</p> <p>輸出したMBMの種類及び組成に関する情報(GBR)</p>
		その他感染のおそれのある牛由来製品の輸入(動物性油脂の輸入を含む)	<p>BSEリスク国からの動物性油脂の輸入量 (年次別、国別、畜種別(あるいは油脂の定義別(タロー、グリース等))、用途別)</p> <p>動物性油脂の輸入規制の概要及び規則(法令)</p> <p>動物性油脂の輸入規制の実施主体及び遵守状況 (違反の有無/ある場合はその内容・対応)</p> <p>{感染のおそれがある牛由来製品の輸入を通じたBSE因子侵入の可能性}(OIE)</p> <p>1.3.1 輸入原産国または地域(ゾーン)を記載した表を含む文書 (牛の原産国または地域(ゾーン)の特定、当該国または地域(ゾーン)で飼育された期間、生存中に飼育されたことのある他の地域も確認しなければならない)</p> <p>1.3.2. 輸入元および量を記載した表</p> <p>1.3.3. 原産国または地域(ゾーン)のBSEステータスに関する情報の更新を含めた、定期的なリスク評価を証明する文書</p>
		国または地域(ゾーン)のBSE履歴	<p>BSE発生頭数の推移 推定される有病率及び推定手法</p> <p>{国または地域(ゾーン)のBSE履歴}(OIE)</p> <p>4.1. 国または地域(ゾーン)でこれまでにBSE患者の診断がされたかを示す文書</p> <p>BSE陽性牛が発見された場合</p> <p>4.2. 国または地域(ゾーン)ごとのBSE患者に関する文書(誕生日および出生場所を示す)</p> <p>4.3. 以下を証明する文書: 患者および臨床症状を発現した雌牛から症状発現前後2年以内に生まれた全ての子牛ならびに 生後1年間BSE患者とともに肥育され、当該期間中に汚染の可能性のある飼料を給餌されたことが検査で証明された全ての牛 または 検査結果が不確実な場合、患者と同じ農場で生まれた牛及び患者の生後12ヵ月以内に生まれた全ての牛</p> <p>国または地域(ゾーン)の中で生存している場合は、恒久的に確認を行い、移動は制限されていること。 また、と畜または死亡した場合には完全に廃棄処分されていること。</p>

大項目	中項目	小項目 <sup>1</sup>	<p style="text-align: center;"><b>評価に必要な情報(質問項目)<sup>2</sup></b>  <b>赤字:これまでの日本の評価書で、明示的に挙げられていない評価項目</b></p>
生体牛 (感染率・蓄積量)	暴露・増幅 リスク	飼料規制	飼料給与規制(原料の規制、表示)の概要及び規則(法令)
		遵守状況と交差汚染の可能性	<p>{飼養形態} 用途別の主要な飼料給与方法(乳牛-6ヶ月齢まで代用乳、その後粗飼料中心など) 牛と豚・鶏の混合飼養の有無/飼養牛全体に占める混合飼養牛の割合 可能ならば、1980年から現在までの乳牛・子牛及び乳牛以外の牛の消費した飼料の組成(GBR)</p> <p>{飼料製造施設の基本情報} 飼料製造施設数と分布(製品の種類別、地域別) 飼料生産量(原料由来畜種別、用途畜種別、種類別) 肉骨粉の用途別使用量(原料由来畜種別、用途畜種別)</p> <p>{規制の実施主体及び遵守状況} 飼料給与規制の実施主体及び遵守状況 飼料製造流通規制(原料の規制、表示、届出、交差汚染防止対策(製造工程分離等)) 飼料製造流通規制の実施主体及び遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)</p> <p><b>2.1.6 MBM 又は乳以外の動物蛋白質全般による汚染に関する牛用飼料サンプルの検査結果(GBR)</b></p> <p><b>1.5.6. 上記2つの表に示された所見を考慮して、牛由来の肉骨粉または獣脂がすを給餌されてもBSE感染因子に牛が全く暴露されないと考える理由を説明する文書(OIE)</b></p>
		特定危険部位(SRM)の利用(レンダリング)	<p>{基本情報} レンダリング施設数、分布、生産量 ・処理対象畜種(反芻動物が否か)別 ・製造方法別(専用施設、製造工程分離の有無等の交差汚染の観点からの分類) ・レンダリング処理方法(圧力・温度・時間、連続処理/バッチ処理等)別</p> <p>{死廃牛の処理} レンダリング規制の概要及び規則(法令) レンダリング規制の実施主体及び遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)</p> <p>{農場で死亡した反芻動物の処分} 規制の概要及び規則(法令)</p> <p>{特定危険部位(SRM)の取扱い} SRMの定義及び経時的なSRMの定義の変遷 SRMの利用実態(用途別割合、飼料用の場合は畜種別) SRMの処理方法</p> <p><b>1.4.2 と畜時または死亡時の年齢を含む輸入牛の履歴を記載した表を含む文書(OIE)</b></p> <p><b>1.4.6. 輸入牛製品の最終用途および廃棄物処理を記載している文書(OIE)</b></p> <p><b>1.4.7 上記のモニタリング及び実施について記載している文書(OIE)</b></p>
牛以外のTSE発生状況	<p>{牛以外の反芻動物のTSEの発生状況} 疾病名及び畜種別発生頭数の推移 国内防疫規制の概要 当該動物の処理(処分)状況</p>		

大項目	中項目	小項目 <sup>1</sup>	<p align="center"><b>評価に必要な情報(質問項目)<sup>2</sup></b>  <b>赤字:これまでの日本の評価書で、明示的に挙げられていない評価項目</b></p>
生体牛 (感染率・畜積量)	サーベイランスによる検証	母集団の構造	{家畜(反芻動物)の飼養実態} <b>飼養頭数(畜種別、用途別、雌雄別、年齢別、地域別)と畜頭数(用途別、年齢別、平均と畜月齢)</b>
		サーベイランス	{サーベイランス制度の概要及び規則(法令)} <b>制度の概要</b> <b>実施対象についての定義(疫学的疑似患畜、臨床的疑似患畜、通常と畜牛、リスク牛等)</b> <b>・カテゴリー別の飼養頭数(母数)</b> <b>・サーベイランス計画の策定根拠(考え方)</b> <b>・疑似患畜に対する規制</b> <b>BSE関連規則</b> <b>サーベイランスの実施主体</b> {サーベイランスの成績(受動的/能動的サーベイランスに分けて記載)} <b>実施頭数及び結果</b> <b>実施期間</b> <b>実施範囲(地理的分布状況)</b> <b>陽性牛の処理(処分)方法</b>
		サンプリング	<b>3.1. 採取された試料が国または地域(ゾーン)で牛集団の分布を代表することを示す文書(OIE)</b> <b>3.2. 試料採取した牛の年齢の特定に適用された方法および各方法の割合(個体識別、齒列、指定される他の方法)を示す文書(OIE)</b> <b>3.4. 本規約の前条項に従って前年に提出した試料の数と比較して第3.8.4.2条1号<sup>3</sup>を満たす動物数、および予想される差についての説明文書(OIE)</b> <b>3.5. 第3.8.4.2条1号の定義に基づいて通知され、臨床的に疑われる全ての牛に関する文書【表】(OIE)</b>
		採材	{検査手法} <b>検査材料採取方法(採取主体を含むこと)及びガイドライン</b>
		検査方法	{検査手法} <b>一次検査から確定診断までの一連の流れ</b> <b>検査手法(一次検査、確認検査)</b> <b>検査施設(一次検査、確認検査)</b>
		判定のための専門家会議	<b>確認検査の判定体制(判定者の専門性及び人数を明記)</b>
		BSE認知(awareness)プログラム	<b>2.1.1. BSE認知プログラムの開始時期、及びその継続的な実施ならびに対象地域(OIE)</b> <b>2.1.2. BSE認知プログラムに関与している人数及び職業(獣医師、生産者、競売場職員、と畜場職員など)(OIE)</b> <b>2.1.3. BSE認知プログラムに用いられる資料の種類(説明書、裏付け文書、その他の教材)(OIE)</b> <b>2.1.4. 緊急時の対策に関する文書(OIE)</b> <b>BSEが正式に法定伝染病に指定された日付(GBR)</b> <b>届出義務のあるBSE疑い例の基準に関する説明と、その設定の経緯について(GBR)</b>
		BSE様症状を呈するすべての牛の調査および届出義務	<b>2.2.1 報告の公表日および実行に関する文書(報告義務の推進策および疑い牛を報告しなかった場合の罰則の概要を含む)(OIE)</b> <b>2.2.2 疑いのある牛の調査方法の手順書および陽性結果の追跡調査(OIE)</b> <b>症例に対する補償の有無(ありの場合 開始時期 補償金額)(GBR)</b> <b>・ BSE 疑い例(ありの場合補償金額)</b> <b>・ BSE に関連して殺処分された個体(ありの場合補償金額)</b> <b>調査対象に該当する個体(死廃牛、臨床的疑い例)を報告した場合の報償金など(GBR)</b>

大項目	中項目	小項目 <sup>1</sup>	<p style="text-align: center;">評価に必要な情報(質問項目)<sup>2</sup></p> <p style="text-align: center; color: red;">赤字:これまでの日本の評価書で、明示的に挙げられていない評価項目</p>
牛肉及び牛の内臓(汚染率・汚染量)	と畜対象	トレーサビリティ(月齢確認)	<p>個体識別規制の概要及び規則(法令)</p> <p>個体識別のための登録項目(例:農場名、生年月日、耳標番号、移動、飼料給与履歴等)</p> <p>個体識別規制の実施主体及び遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)</p> <p>個体識別以外の方法による月齢確認方法</p>
		と畜頭数(年齢、品種)	<p>と畜場・食肉処理場に関する規制の概要及び規則(法令)</p> <p>規則の実施主体及び遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)</p> <p>規模別と畜場数・食肉処理場数(全数、規模(1日当たりのと畜頭数)、シフト数(1日あたり)、分布)</p> <p>年齢、区分ごとのと畜頭数</p>
	と畜処理の各プロセス	と畜前検査(高リスク牛の排除)	<p>と畜場・食肉処理場におけると畜・解体処理作業の一般的なフローチャート</p> <p>食肉検査官、獣医官について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・と畜場における食肉検査官、獣医官の数</li> <li>・資格</li> <li>・役割、権限</li> <li>・作業の各段階における食肉検査官、獣医官の配置状況</li> <li>・食肉検査官、獣医官の教育、訓練体制</li> </ul> <p>(BSE関連のプログラムの内容、実施時期について明記)</p> <p>と畜検査の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関連文書</li> <li>・と畜前検査におけるハイリスク牛の診断基準</li> </ul>
		と畜場でのBSE検査	<p>と畜場における牛の月齢の確認方法</p> <p>BSE検査実施要領</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・と畜場における検査材料採取要領</li> <li>・検査方法(関連文書を添付) <ul style="list-style-type: none"> <li>-と畜場で使用されている検査方法(一次検査)</li> <li>-確認検査方法</li> </ul> </li> </ul> <p>BSE検査結果(と畜場における年齢、区分毎の検査頭数)</p>
		スタンニングの方法	<p>牛のスタンニング方法に関する規制の概要及び規則(法令)</p> <p>規制の実施主体及び遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スタンニングに際してスタンガンを使用していると畜場数(使用しているのであれば、弾丸が頭蓋腔内に進入するか否か)</li> <li>・スタンニングに際して圧縮した空気又はガスを頭蓋腔内に注入する方法を用いていると畜場数</li> <li>・スタンニングに際してと畜ハンマーを使用していると畜場数</li> </ul>
		ピッシング	<p>ピッシングに関する規制の概要及び規則(法令)</p> <p>規制の実施主体及び遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)</p> <p>ピッシングを行っていると畜場数</p>

大項目	中項目	小項目 <sup>1</sup>	評価に必要な情報(質問項目) <sup>2</sup> 赤字:これまでの日本の評価書で、明示的に挙げられていない評価項目
牛肉及び牛の内臓 (汚染率・汚染量)	と畜処理の各プロセス	SRMの除去 (せき髄除去と枝肉洗浄後の確認)	<p>(と畜場)</p> <p>解体処理について(規制の概要及び規則(法令)、施設の遵守状況、関連文書等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鋸の歯を洗浄しながら切断し、せき髄片を回収しているか</li> <li>・背割り鋸は一頭ごとに十分洗浄消毒しているか</li> <li>・背割り後、せき柱中のせき髄を金属性器具を用いて除去しているか</li> <li>・せき髄の除去後、高圧水により洗浄しているか</li> <li>・と畜検査員が枝肉へのせき髄片の付着がないことを確認しているか</li> <li>・背割りを行っていないと畜場数、その際の処理解体方法の内容</li> <li>・背割りを正中線からずらすような指導を行っているか</li> <li>・背割り前にせき髄吸引機等を用いた除去を行っているか</li> </ul> <p>SRMの処理に関する規制の概要及び規則(法令)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SRMはと畜場内もしくはその他の場所で処理されているのか、</li> <li>・SRMはどのような方法で処理されているか、</li> </ul> <p>(食肉処理場)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・せき柱の取扱について</li> <li>・せき柱の除去手法について明記</li> <li>・せき柱の処理方法について明記</li> </ul>
		SSOP, HACCPに基づく管理 (遵守の検証)	<p>SSOP及びHACCPに関する規制の概要及び規則(法令)</p> <p>規制の実施主体及び遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)</p> <p>代表的なSSOPとHACCPの見本</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・BSE対策に関するCCPを明記</li> <li>・と畜場におけるSSOP及びHACCP導入率</li> </ul>
	食肉等のリスク	食肉及び機械的回収肉(MRM)	<p>機械的回収肉(MRM)に関する規制の概要及び規則(法令)</p> <p>規制の実施主体及び遵守状況(違反の有無/ある場合はその内容・対応)</p>
		内臓	<p>内臓に関する規制の概要及び規則(法令)、施設の遵守状況、関連文書等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設において、扁桃(口蓋扁桃、咽頭扁桃、舌扁桃)はいつ、どこでどのように除去されているのか、</li> <li>・と畜検査員は扁桃が除去されていることを確認しているか、</li> <li>・施設において、回腸遠位部はいつ、どこで、どのように除去されているのか、</li> <li>・と畜検査員は回腸遠位部が除去されていることを確認しているか、</li> </ul> <p>内臓の取り扱いについて(マニュアル、SSOP等)</p>
その他	輸出のための付加的要件等	我が国に輸出するための付加的要件とその遵守状況	

- 1 小項目...日本、米国・カナダのリスク評価書の項目に沿って項目出ししたものに、OIE、EFSA GBRの評価項目を加えて作成。  
2 評価に必要な情報(質問項目)...各評価機関において、表現ぶり等が一致していないため、別項目になっているものもある。

- 3 OIE BSEコード(2006年)第3.8.4.2条(BSEサーベイランス基準)牛群に係る説明
- 1) BSE様の行動または臨床症状(臨床的に疑わしい症状)を呈している30ヶ月齢を超える牛、難治な疾病に罹患している牛、興奮、搾乳時における持続的なキッキングのような進行性の行動上の変化、牛群内における上下関係(hierarchical status)の変化、扉・ゲート及び柵壁に対する躊躇及び感染の兆候を有さない進行性の神経症状を示している牛は、検査の対象となる。
  - 2) 歩行困難、横臥状態、補助なしでは歩行及び起立することができない130ヶ月齢を超えた牛; 切迫と殺に仕向けられ、またはと畜前検査で廃用となった30ヶ月齢を超えた牛(事故死牛、切迫と殺牛またはダウナー牛)
  - 3) 農場段階、輸送途上または食肉処理場での死亡が認められる30ヶ月齢を超える牛(fallen stock)
  - 4) 通常と畜で36ヶ月齢を超える牛